

# 自動車売却の際、必要な書類について

2009年1月1日現在

ツネイシCバリューズ株式会社

## 〈普通車を売却の場合〉

A) 自動車検査証の所有者がお客様自身の場合

- 1.自動車検査証 (必ず必要)
- 2.印鑑証明書 (必ず必要。3ヶ月以内のもの)

注意：自動車検査証の住所と印鑑証明書の住所が異なる場合は、次の書類(3ヶ月以内のもの)をご用意ください。

自動車検査証の住所から1度の転居をされている場合は、**住民票**、また自動車検査証の住所から2度以上の転居をされている場合は、現住所との繋がりが判る様に**戸籍附票**が必要となります。

3.自動車損害賠償責任保険証明書 (必要になるケースがある。)

中古車として、売却の場合は、自動車損害賠償責任保険証明書が必要となります。

廃車として、売却の場合は、自動車損害賠償責任保険証明書を必要としません。

4.委任状及び譲渡証明書 (ツネイシCバリューズ株式会社をご用意致します。)

上記の2つの書類は、必要項目に署名・押印(実印)をお願いします。

B) 自動車検査証の所有者がお客様以外の場合

1.自動車検査証 (必ず必要)

但し、クレジットやローンで購入されている場合は、クレジット会社やローン会社による所有権解除手続きが必要となります。会社により、必要書類が異なりますので、予めどちらの会社(=自動車検査証の所有者)と契約されているかお知らせください。

## 〈軽自動車売却の場合〉

A) 自動車検査証の所有者がお客様自身の場合

- 1.自動車検査証 (必ず必要)
- 2.自動車損害賠償責任保険証明書 (必要になるケースがある。)

中古車として、売却の場合は、自動車損害賠償責任保険証明書が必要となります。

廃車として、売却の場合は、自動車損害賠償責任保険証明書を必要としません。

3.申請依頼書 (ツネイシCバリューズ株式会社をご用意致します。)

お引渡頂く際に必要項目に署名・押印(認印)をお願いします。

B) 自動車検査証の所有者がお客様以外の場合

1.自動車検査証 (必ず必要)

但し、クレジットやローンで購入されている場合は、クレジット会社やローン会社による所有権解除手続きが必要となります。会社により、必要書類が異なりますので、予めどちらの会社(=自動車検査証の所有者)と契約されているかお知らせください。

以上